# 平成23年度第2回永田浜ウミガメ保全協議会議事概要

【日 時】2012年3月8日(木)19:00~21:00

【場 所】永田公民館(屋久島町永田)

【出席者】永田ウミガメ連絡協議会

日高(琴喜)会長、野村副会長、羽生氏、大牟田(幸久)氏、計屋氏、 日高(俊郎)氏、他約4名

NPO法人屋久島うみがめ館

大牟田 (一美) 代表、大牟田 (法子) 氏、大木氏、他2名

社団法人屋久島観光協会

西川氏

鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課

相浦課長、平石主幹

屋久島町環境政策課

木原係長、岩川氏

環境省屋久島自然保護官事務所(事務局)

加藤、松本、山本

※鹿児島県環境林務部自然保護課及び公益財団法人屋久島環境文化財団は欠席。 (傍聴者)

柴鉄生氏など

#### 1. 開会

**松本**:本日は傍聴の方がたくさん来られているが、規約で定められている関係機関及 び団体で議事を進めるため、ご発言していただく機会を設けておりません。ご 理解とご協力をお願いします。

これより先は日高会長に進行をお願いします。

日高 (琴): よろしくお願いします。

### 2. 議事

#### 1) 永田浜ウミガメ観察ルールガイド 2012 について

事務局から、平成 23 年度第 1 回会議の議論を踏まえて事務局が作成した修正案に関して、2月 27日~3月 2日に実施した意見照会の結果及び出された意見への対応案について説明(資料 1-1、1-2)。また、永田浜ウミガメ観察ルールガイドの今後の印刷スケジュールを説明(資料 1-3)。

西川: 夜間臨時開館について、p.5では参加してウミガメ観察(子ガメの放流)を行ってくださいとあるが、p.8では子ガメの放流が見学できる時もありますとなっており、参加者にとってわかりにくいのではないか。

**大牟田(一)**: ボランティアが集まらないと実施できないため、このような表現となっている。

西川:子ガメの放流が見学できない時もありますという表現の方が適切ではないか。

大木:適切な表現ですね。

大木: p.8 で夜間臨時開館の時間が 20:00~22:00 となっているが、20:00~21:30 に修正をお願いしたい。

松本:了解。

大牟田 (幸): 鹿児島県自然保護課の意見②について、データは持っていないが、ふ化した子ガメは、地上に向けて上がって来て、脱出する1週間ほど前は、地表付近で待っている。そこで焚き火すると焼けてしまう。また、ウミガメの産卵する深さは全て 50cm 程ではない。20cm 程に産卵するウミガメもいる。そのため、文章の表現はこのままで良い。

**松本**: 了解。また、先程の件だが、夜間臨時開館は、子ガメの放流を見学できない場合もありますという表現で良いか。

大牟田(一):良い。

西川:良い。

**相浦**: 夜間臨時開館の参加者は、放流を見学するのか、それとも実際に子ガメを捕ま えて放流することができるのか。

松本: 夜間臨時開館では、NPO法人屋久島うみがめ館が調査中に保護した子ガメを 放流する様子を見学している。

**相浦**: それであれば、p.5のウミガメの観察(子ガメの放流)を行ってくださいという 表現は、放流している様子を観察するということがわかるように修正した方が 良い。

加藤: 具体的に良い案などはあるか。

相浦:ウミガメ観察(子ガメの放流の見学)を行ってくださいにしてはどうか。

一同:了解。

西川: 永田浜ウミガメ観察ルールの全てに法的規制がないのか。例えば、キャンプすれば自然公園法に触れるのではないか。ウミガメを触らないでというのはどうか。

**松本**: 鹿児島県ウミガメ保護条例と自然公園法では、捕獲と殺傷が規制されている。 明確に線を引くのは難しいが、触るだけでは、条例及び法で規制される行為に はあたらないと考える。

大牟田(一):難しい問題。とあるオンブズマンが、ウミガメには触らないで浜を掘り

ウミガメを観察することは条例違反かどうか、県に確認した際の回答は、 裁判しないとわからないというものであった。ウミガメに乗ることや殺 傷することは、条例や法に関わるが、触るだけでは難しいラインではな いか。以前、鹿児島県自然保護課に在籍されていた相浦さんの考えはど うか。

相浦:ウミガメを触ることは条例違反ではない。

大牟田(一): 焚き火をしないことや保護柵内に入らないことは法律で規制されている。

松本: 焚き火は国立公園の特別地域では規制されていない。

大牟田(一): キャンプはどうか。

**松本**: テントなどにより天幕を張る行為は許可申請が必要な行為。西川さんに確認だが、先ほどのご指摘は、永田浜ウミガメ観察ルール内に法的拘束力があるものがあるのに、この永田浜ウミガメ観察ルールに法的拘束力がないと記載していることがおかしいということか。

西川: そう。

**松本**: 法律で規制されている行為については、P.6 の※のように別途記載することで対応したいと考えている。

西川:了解。

松本:資料1-1 (3) の内容は、本会議で了解を得たい。修正意見⑦について、何か意見はあるか。

一同:意見なし。

松本:修正意見の⑨、⑯について、意見はあるか。

大牟田(一): 永田浜ウミガメ観察ルールには法的規制がないのだから、お願いとして 皆さんに理解してもらわないといけない。エコツーに今後の見通しがあ るというのであれば、話は別。木原さん見通しはどうか。

木原: 今のところ、わからない。

**大牟田(一)**: と言うことは、あくまでもこのルールはお願いベース。浜に入って来た 人に深々と頭を下げて「お願いします」と言わないといけなくなるかも しれない。

西川:大牟田(一)が危惧されている点は、P.4の下部の記載でカバーしている。

**松本**: 大牟田(一) さんのようなご指摘があったため、P.4 に法的拘束力はないが、ウミガメ保護のために協力をお願いしますと記載するよう変更している。

大牟田(一):了解。

松本:修正意見の⑫について、意見はあるか。

計**屋**: 法的根拠について、話がされているが、この会はウミガメを守るためにみんなが集まっているものではないか。法的根拠にこだわるのであれば、表紙に「このルールに法的拘束力はありません」と記載すれば良いのではないか。表紙の

カメが言っているようにすれば良い。

**大牟田(一)**: それ良いですね。

計**屋**: そうしないと、法的な話はよくわからない。それと、エコツーリズム推進法による利用制限を縄文杉に関するものは除いて、皆さんの合意が得られるものから進めていくということはできないか。(エコツーリズム推進法による利用制限が進まないことによって) 今年は昨年から話が全く変わってきている。エコツーリズム推進法による利用制限はなくなったという意識が関わる人達にあり、自分達も観察会ができるのでないか、勝手に浜に入っていって観察させて良いのではないかという人達が出てくる可能性もある。そうすれば、これまで永田区や永田ウミガメ連絡協議会が実施してきたことがつぶれる。エコツーリズム推進法による利用制限の方法を変えて、ウミガメ、西部地域の利用制限から進めていくことはできないのか。

木原:特定自然観光資源を指定して立入り制限をすることについて、町長はエコツーリズム推進協議会のメンバーを変えて、もう一度協議をするという考え。ウミガメに関する立入り制限を実施するずっと前の段階。全体構想については、縄文杉や西部地域を利用されているガイドからもルールを再検討して欲しいという声が多い。ウミガメもそれに引っ張られている状況。ウミガメだけ先に進められるような状況ではない。全てまとめて一からもう一度協議をさせて欲しいという状況。

大牟田(幸): 観察会の基本となっているのは、村の人達がウミガメを見せることによ って、村の活性化、教育、自然保護など様々なものにつながるため。平 成7年に始めて、15年程の実績がある。うみがめ館といろいろな問題を 抱えながら15年間過ぎてきた。ここ3年は会議を持ちながら、エコツー リズム推進法による利用制限を目指してきた。一旦ここで、屋久島町が エコツーリズム推進法を真摯に進める中で、この会をストップさせる。 そして完全保護区にして、うみがめ館もそれで対応するという形が良い のではないか。村の活性化のために取り組んできたのに、悪く言われる ことの方が多い。もう一度原点に帰り、ウミガメについて教える、朝か ら晩まで人々が浜に入ることが果たしてよいのか。私が始めた頃には大 牟田(一) さんはやっていない。8~9年やっていて、そういう体験を してきた。それが今、栗生で始まっている。朝から晩まで人が入ってく る。果たしてそれで調査活動ができるかどうかという問題があったから、 それを防ぐためにみんなの鬱憤を晴らす。それだけではなく、ウミガメ の生態も知らないといけないということで、こういうルールを作りなが ら、観察会を行ってきた。どうしてうみがめ館とウミガメ連絡会がある のかという不思議な世界。うみがめ館に全て任すことによって、調査を

主体としていくことも良いのではないか。もちろん村の人達もそう考え ていると思う。そうすれば屋久島の人達も考えるだろうし。もう一回原 点に帰って、屋久島町がもう少し真摯にウミガメについてやろうじゃな いかと。僕らは少なくても、水族館や動物園からすると、まだまだ。(水 族館、動物園は)虐待ですよ。自然保護は難しい。動物をずっと檻の中 に入れていること、動物を慣らして人に見せること、それが本当に自然 保護かと言ったら、すごく難しい。自然保護でどこが正しいかというこ とはない。その中で、ウミガメに産卵させて帰してあげることがまずい のであれば、一旦それを止めて、どういう人達が来るかわからないが、 止めてみて、うみがめ館も大変だ、あっちからは入り、こっちから入り する、柵がないのだから。法律がないから見て良いと大牟田(一)さん も言っている。そうなった時にライトを照らす人がいる。俺は星を見に 来たという人がいる。そういう時代を経てきている。今言ったように法 律に触れないのだから。ウミガメに触れようが、写真を撮ろうが、法律 には触れない。それで良いのかどうか。それが今、永田だけができない。 村の人達がそれをやったらいけないと言うから、写真の撮影もできない し、みんなそのルールに従ってやってきた。だから一旦元に返しましょ う。要するに大政奉還です。国に返す。それで、国がちゃんと考えてく ださい。我々はそれをやってきた。昔で大牟田(一)さんがいなければ、 テレビ局はおだてていると思う。村が一生懸命取り組んでいる。村が法 律も守りやっていると、人間も規制してやっていると、これはすごいと 報道していると思う。ところが自然保護や生態を調べる人達はそうは思 わない。かわいさとか動物を保護するとか。私もウミガメオタク。私は 研究家でも何でもない。もう一度考えましょう。そうすればこの会もな くなるし、良いのではないか。大牟田(一)さんもここに脱退しますと 書いている。であれば、原点に返りましょう。そうすれば、大牟田(一) さんも柵をする必要もないし、すばらしい永田になると思う。

柴:ちょっといいですか。部外者ですが、誰でも参加していいと聞いたものですから。 完全保護区か、原点か。原点が何か知らないが、原点が何かと言えば、永田の人 達はカメの卵を頂いていたということが原点だと思う。でも時代がそういうこと ではないのではないかと。皆さんがご存じかどうか知りませんが、日本に環境保 全法というものができ、昭和47年かな、それで全国の自治体が自然保護条例を作 り、上屋久町は自然保護の対象になるものに何があるかということで、カメも当 然そうじゃないのかと。当時のオオヤマスミカズさんという人が永田の区に何回 も来て。永田の人達はそれを売って金にして、食べていたわけですから。だから もう、そういう時代じゃないのではないかということで、私もどちらかというと そういう考えで、永田の区長さん以下を説得した。でも、それから30何年経って、 今の保護のあり方が良いのかという風に思っているところがある。保護というの は、人間の一方的な、ある種他の生き物を見下した立場でしか言えないことであ って、もうちょっと人間が謙虚になるべきではないのか。そういう意味では、ほ んとに貴重な他にないものだから、屋久島にそういう場所があって、それを見た いとか、知りたいということはわかる。でも、それともう一つ、大昔からそうい うカメの世界と付き合ってきた永田の、しっかりとは言えないけども、伝統であ るとか、永田の人達の感じ方とか、そういうものがしっかりと活かされたもので ないと。ただ、カメを保護するということが無前提に一つの理屈があるというこ とは、僕はなっていないと思う。いろんなことに対して、本当のことを言えるの は、あるいは言わないといけないのは、そういう世界に生きている人達。カメの ことで言うと永田の人達がもう少し、原点、人間とカメ、要するに自然とはどう いう風に付き合えば良いのかということ。それを昔の人達はずっと理屈ではなく てやってきた。その原点を外して、国に任せれば良いということではない。国な んて僕は信用しない。今の日本の政治のあり方を見ているとわかると思うが。誰 も真剣に命というものを考えている人はいないと思う。反論はあると思うが。だ から、原点に戻るのであれば、昔の永田の人達のカメとの付き合い方というのを 原点に据えるべきではないかと思う。

松本:第1回の会議で、永田にウミガメの卵を食べてきた伝統があり、そのような利用もしていくべきでないかという意見があった。そのため、資料3:今後の課題の解決すべき課題には載せている。永田区と関係機関が話す場として、この場を利用していくことができると思う。先程、この会を解散するという意見もあったが、それよりはこの会議でいろいろな意見を出して議論すれば良いと考えている。

柴:システムの問題とかやり方についてはいろいろあると思う。でも、もう少し基本に、要するに保護ということではなく、カメと共生してきた永田という一つの世界がずっと有り続けて、その延長線上にあること。全国津々浦々カメの上がるところで、私たちと同じような扱い方をしてきた。でも、だんだんそういう場所が少なくなってきた。カメさんもかわいそうに、数も少なくなって、絶滅危惧種と言われるようになった。でも、僕は屋久の子と言うところから良く見ているが、永田も人も子ども達も少なくなってきた。僕の主張は、カメの卵を頂くということをしっかりとやって欲しいということ。ボランティアで来る皆さんにも、その人達だけは、カメの卵を頂くということを経験して欲しい。そういう恵が続いて欲しいからこそ、だからこそ、カメを保護するのだと。そうでないと、なんかそういうことを置いて、なんか科学的に、学者のようなことばかりで必要だからと言うのは。それも大事でしょうけど、やはり原点というのを、あるいはカメの卵

を頂くということが世の中からなくなったら、カメはいっぱいいるけど、卵の味を知っている人は一人もいないみたいな、そんなバカな奇形な世界になって良いのかという気がする。だから、僕は今のやり方はあまり参加していないので知らないが、要するに基本、恵をいただくということをしっかりとわかって、その上に保護をする。そういう風になって欲しいと思う。

日高 (琴): 私のつたない考えですが、今、柴さんの言われたことが永田に住む人のあり方と、それから大牟田(幸)さんが言われた元に戻してみようじゃないかとそれを考えてみると、連絡協議会が生まれて、ここまで16年目、この実績もすばらしいものがあると思う。一概には何もかんもちゃらにするわけにはいかない。だからここにこんな良いルールブックが生まれようとしている。だから検討して、これを本当に良いものにして、解決すべきは解決すべきで、このルールを作り上げて、今ひとつやってみようじゃないかと僕は思う。せっかく良いものが生まれようとしている。ちゃらにすることはないと思う。

木原:町がウミガメ保護に真摯に向き合っていないとか、観光のツールとしても使っ ていないとのご意見があったが、確かにエコツーリズムの話は大きな話であり、 なかなか担当レベルでは、資料は出せても方向性をつけるというところまでは 至っていないところがあり、申し訳ないと思っている。できる範囲として、実 はこの前、2月21日にガイド部会の全体会というものがあり、その中で、ガイ ドがウミガメのツアーをしているということもあったので、簡単な資料でルー ル徹底のお願いの説明をさせていただいた。根拠についても、鹿児島県のウミ ガメ保護条例、これがやはり県内全域の海岸に適用されるルールなので、最低 限これは守って欲しいと、永田の問題も話し、栗生の話もきちんとして、是非、 屋久島全体で適用するルールをガイド達と、関係するウミガメ監視員も入って、 一緒に考えていきたいと話した。それと、町の方でやっているウミガメ監視業 務員の足りない日数についても、今年度予算で、緊急雇用の事業で、とりあえ ず8月いっぱいまで、なんとか人件費を確保できるような事業もやる予定。足 りない部分もあるのかもしれないが、まったくカメのことに目を向けていない というわけではなく、できる限りのことをやっているつもりなので、また、い ろいろとご要望があれば、お願いしたい。また、3月16日から屋久島国立公園 という新しい冠も頂くことになる。やはり保護と活用という部分について、本 当に明確なものはできていないのかもしれないがいろいろと議論しながら、少 しずつ進んでいるということも、大事だと思う。それが途切れずに継続をして いるからこそ、今があると思う。ほんとに大変な業務だとは思っているが、是 非、議論は続けていただきたいし、考えなおすということも必要なのかもしれ ないが、是非これからも継続してお願いをしたいなと思っている。それに向け

て、町としてもできることは一生懸命やりたいと思っている。

大牟田(幸):要するに1回止めてみて、今、南日本新聞社の屋久島支局長も来ている けど、そういった人が浜に入った状態を見て、報道関係もある意味いい 加減な報道をしていることがわかると思う。要するに、観察会が終わっ た後のあの静かな状態は縄文時代と変わらない。人はおらず、静かな状 態でウミガメが何百頭も上がっている。あの姿を見たら、本当に新聞記 者もやらないと大変だなという事態になると思う。その辺が中途半端に 南日本新聞の記者にしても、これまで、永田ウミガメ連絡協議会を叩く など、いろいろなことをやってきている。だから、最初始めたのは、柴 さんと40年ほど前だが、ウミガメの保護を始めようということで、その 原点は今言ったように卵をずっと永久的に子々孫々まで食べていくため には、ずっと採るという方法はだめだと。やはり、ちゃんとウミガメも 保護して、卵を産ませて、そして、みんなでそれを食べていこうという のが、柴さんが言われたことが原点だった。そして、町に言って、これ を始めようと一生懸命してきたのは、町。ウミガメ連絡会というのは、 町の商工観光課が会議を持って始めた。区長さんとかはみんな知ってい る。そういう中で、ウミガメの観光と保護とそれから美化をどうにかや ってくださいと。いろんな環境保護をやっていこうと、町が推進してや った。それを、いろいろな経緯がありながら、これまで15年間怪我もな くやってきたのは、すごいと思う。だから、始めた者として、もう一度 考え直すということも必要ということを僕は訴えている。だから、それ も載せておいて良いと思う。そういうことも考えていこうと。そうしな いともたない。村の連中は一生懸命やって、保護だと信じてやっている。 議会の連中の(現状を)知らない人が、前回の会議も1時間しないだけ でどうこうと発言する。鹿児島県内でこれだけ一生懸命ウミガメの生態 を勉強しているところはまずない。それを叩くのだから。県も一時期、 叩いていた。だから、そろそろ考えても良いのではないか。

松本:ご意見については、今後、この会議で検討していく。現状では、立入り規制に 法的な根拠かがない状況で、どのようにウミガメを保護していくか。前回の会 議では、協議会の中で浜への立入り規制について法的な規制がないことを認識 した上で、(ウミガメ保護の必要性を)外へ発信していくということで来年度は 進めようとなっている。そのような問題があることについては、事務局として 記録に残しておく。先程いただいた表紙の修正についても、スケジュール上可 能かどうかは確認するが、反映させて来年度は進めたいと考えている。

**計屋**:カメの卵は食べたいと思うが、昔はカメの卵を食べた時代もあったが、今は観察会を通して自分達の恵があると考えている。観光の恵。カメの卵を食べると

いう時代もあったが、保護した時代もあった。今は、私たちが区の理事会で考えているのは、観察会を通して自分達の恵を得ようということ。それがまた保護につながっていくということ。だから、法的には規制がないかもしれないが、一つのルールをみんなで守り、作っていくということは、法律には力が及ばないかもしれないが、同じ日本人だったり、人間だったりするわけで、観察をしてカメのことを知ってもらうことで、わかってもらおうと。そういうことで、ルールがあった方が良いのではないかと、お願いということであった方が良いのではないかと思う。それが屋久島中の人達に対応していけるようなものであれば、屋久島で、永田で生まれたルールを世界中に発信できる。しかし、一方で、法的に規制がなければ、いろいろな人が出てくるのではないかと心配している。

柴:一つだけ訂正しておきたい。食べてきた時もあったのではなく、ずっと食べてきた。食べた時もある、保護した時もあるというのは完全に次元が違う。それを、豊かになって、一方では自然環境がだんだんだめになっていくから、やむを得ず、人間達がなんとか守っていかないといけないという、言わば昔の人達がしなくてよかった苦労を今はしている。でも、食べていた、頂いていたということが原点だから、それを意識していない今の観察会とか、いわゆる保護のあり方というのは、本当に良いのだろうかというのが私の問題意識。

松本:修正意見の⑫について、意見等はないか。

大牟田 (一): 木原さん、以前、県から監視員と観察会で団体を連れて行くスタッフは 別にしないといけないという説明があった。例えば、われわれが今度、 観察会をして、観察の参加料をもらうとなると、監視業務は受けられな いということか。

木原: ウミガメ監視業務は、公募をかけて、その業務を受託していること、また、県の要綱に基づいて、その業務をやって身分証明を出してやっていただいているため、その仕事はしていただかないといけない。

**大牟田**(一):監視員はウミガメガイドをして良いか。田代の浜の監視員は、監視はしているが、ガイドもしており、ガイドするときは栗生に連れて行っている。

木原:田代の浜の場合は、なかなか業務員が決まらなかったという時期もあり、お願いしたという経緯がある。また、上陸する時期も違うところもあり、8月を中心に監視業務をしてもらっている。通常、業務として委託をするため、その業務に専念していただかないといけない。監視業務と一緒に(ガイドを)していただくのは問題があると思う。

**松本**:保護監視員とスタッフの区別はあるかもしれないが、ルールガイドの修正においては、スタッフという記載で問題ないと思うがどうか。

大牟田(一): スタッフが連れて行くということか。

**松本**:観察会のスタッフが連れて行く。監視業務との区別については、それについて 話す時間をとるべきだと思う。今回のルールガイドの中で、スタッフが連れて 行くという表現は問題ないか。

**大牟田(一)**: それは問題ない。

松本:保護監視員と観察会のスタッフの区別については、今後の課題。

大牟田(一): 監視員がガイドをして良いか。

相浦:業務中は認められない。

**大牟田**(一): と言うことは、観察会をする時は、監視員の人と、観察会をする人は分けないといけない。我々も含めて。

木原:業務期間もある。たまたま田代の浜はいろいろ事情がある。

**大牟田(一)**:田代の浜では観察会はしていない。ガイドで連れて行くときは必ず栗生ということだった。

大牟田 (幸): 要するに、(ウミガメ保護監視員の)業務というのは決まっていない。 例えば、23 時までしなさいということが法律で決まっているというわけ ではない。

大年田(幸):しかも、だいたい足跡調査。吹上浜もそう。1人か2人でやっている。だから、大牟田(一)さんが言っている業務というのは、我々が監視員という肩書きを持ちながら、(観察会を)していると言うが、実は(保護監視員は)足跡調査を誰か一人でやるとか、それを報告するというもの。県から委託されている業務をやっていないということであれば、それは当然、業務違反になるが、県の仕事である頭数の記録とか、ウミガメが危険な状態の時に助けるという業務はしっかりと行っている。その時、お金をもらっているということはない。ウミガメが嵌ったとか、それを救助するとか、あるいは、死体を処理するとか、いろんなとこで業務をやっている。そこに問題があれば、今言ったような詳しい法律上の問題になると思うので、ここでは問題にすべきではない。

日高(琴):本日はウミガメルールガイドの修正に重点を置いている。今日ここで修正 をして、これ以降の修正は認めないということで了承していただきたいが、 良いか。今、話題が(ウミガメ保護監視員の)業務内容になってきたので。

**相浦**:話を元に戻して申し訳ないが、表紙のウミガメに言葉をという話があったが、 かわいいデザインだと思っているので、あえて文字を載せない方が絵としては 良いと思う。一応、P.4にしっかり書いてある。

**松本**:表紙の修正については、必要であれば、来年度以降に検討するということで。 監視員とスタッフについては、スタッフという記載とすることで良いか。

一同:了解。

**松本**: 修正意見の⑮について、意見等はないか。意見をいただいたうみがめ館はどうか。

**大木**: 法的拘束力がないということで、「行って下さい」という文言では強いと判断しましたので、「お願いします」というやわらかい表現に記載をさしてもらった。

松本:「できる限り参加し」という箇所などもあるが。

**大木**:他の所でも「法的拘束力がない」という文言もあるので、「行って下さい」という表現でも問題ないと思う。

一同:了解。

松本:修正意見の⑱について、意見等はないか。

大木: 私どもから言うのも何なのですが、参加料という形の方が、名目的に分かりやすいかなということで提案させていただいた。細かい文言の修正にこだわるのもどうかと思うので、現行のままで良い。

一同:了解。

**松本**: 修正意見の②について、意見等はないか。先程の大牟田(幸) さんの回答もあるので、現行のままとしようと思うが。修正意見の②について、比較となるデータをうみがめ館はお持ちではないか。

大牟田 (一): 日本ウミガメ協議会からいただいた屋久島の子ガメが海に帰ってないというデータがある。あのデータは、とても良いデータで、他の所は出てないもの(子ガメが脱出できていない巣)が少ないのに、屋久島は何千とある。卵にすると 10 万個以上。そのグラフを載せたらこれだけ出てないということがわかる。

松本:軽微な修正で対応できないのであれば、来年度以降に検討したいと考えている。

**大牟田(一)**:後から話をするが、我々が来年この場にいれば、情報提供はするが、この場にいなかった場合は情報提供できない。

**大牟田 (幸)**: 大牟田 (一) さんに質問ですが、(観察会は) 前浜にここ2年間ほとん ど行ってない。それはデータではどうなっているか。ほとんど変わらな いのではないか。

大牟田 (一): ふ化率ですか。前浜はいなか浜よりも浜の形状上、卵が流されやすい。 それと砂の粒が粗くて、移植地に移植するが、残念ながら粒が粗く、子 ガメがなかなか出られない。また、今まで台風の時に盛った砂に泥が入 っており、ふ化して割れた時に、雨が降ると出てこられなかったことが あった。ここ2~3年くらい、工事の時に砂をのけてもらい、少し良く なってきた。

大牟田 (幸): と言うのは、例えば今、ふ化率が悪いということで、圧死問題を大牟田 (一) さんが挙げて問題にしているが、観察会が悪いというなら、前浜 は2年間行っていないから、かなりふ化率が上がっているというデータ

があれば、観察会による圧死が証明できる。そう変わらないのであれば、 そうは言えない。

**松本**: 今回ルールガイドの調査報告でデータを載せたのは、観察会による影響を言う ためではなく、ルールへの協力をお願いするため。

大牟田 (一): 結局、夜来る人よりも、昼間何十倍と人が来ている。昔の人達は、あまりカメとは関係がなかったが、今は団体も含め、みんな子ガメを探しに歩いていく。

大牟田(幸):観察会だけの影響じゃないということね。

**大牟田(一)**: 昼間に人が何十倍と来ている。何年か前から環境省にカウンターをつけて昼間の入り込みを調べなさいと言っている。

**松本**:(修正にかけられる時間がないので)新しいグラフを載せるということであれば、 次回に回したいと考えている。

一同:了解。

松本:大牟田(一) さん、来年も情報提供をお願いしたい。

大牟田(一):保全協議会にいれば(情報提供する)。

松本:次に修正意見の②について、連絡会から説明をお願いします。

羽生:第1回の保全協議会の前に(永田ウミガメ連絡協議会の)理事会を開けていなかったが、その後、24 年度に向けて理事会を開いた。その中で、皆さんもご存じのように、毎年、観察会の予約を4月1日から初めているが、昨年は4月の半ばを過ぎてもなかなか予約がなかった。そのため、運営できるのかということで、今までも夜のスタッフを最低限度でやってきたが、去年はまたそれから少なくして行った。その結果、今まで3人のところを2人にしたりしたので、スタッフの人達にすごく迷惑をかけたし、苦労もしたと思うが、皆さんの協力を得て、何とか1年やった。だが、その中で私が第一に考えることは、まず、お客様に事故がないようにということ。そうした場合に、夜のスタッフを少し増やさないといけないのではないかということになり、そうなれば、今の協力金、個人は一人700円、団体は500円もらっているが、少し難しいということで、理事会では、個人を700円から800円、団体を500円から600円と100円アップということであれば、運営できるのではないかなということになった。皆さんのご理解をよろしくお願いします。

**柴**:団体が安いっていうのはどういうことか。団体とは何か。

羽生:団体割引は、今、15名以上の団体は団体割引にしている。

柴: それはどこからくるのか。

羽生:修学旅行生とか、ツアーの方。

柴:そこを高くすべきではないか。そこを安くする必要はあまりないのではないか。 加藤:同じ意見。団体割引で500円とっていて15名からであれば、15×200円違って くる。団体割引をなくせば、それで済むのではないか。協力金の趣旨が、保護活動にご理解していただいて、賛同していただいて、観察していただいた感動を永田の保護に回してもらうということなので、団体であるからその金額が安くなるということではないと思う。なので、団体割引をなくして 500 円を 700円にすれば、700円を上げることなく、済むのではないかと思う。具体的に何人のスタッフが雇用されていて、一人いくらかかっていて、いくら足りないとかいうのが(データとして)出てきていなので、額が上手くいくのか判断できないが、そういうやり方ができないのかなと思う。

- **大牟田 (幸)**: 3、4年前に、我々がこれを止めて、全てを県の業務として、コンピューター予約を組んだときの人件費は、だいたい 1200 円くらいになるということであった。いろいろな経費とか入れて、シミュレーションがされている。
- **松本**: エコツーリズム推進法の利用制限が入った場合の見積を資料として出している。 しっかりと精査したわけではないが、人件費の請負単価が適した値ではない可 能性もあるので、あの値自体はもう一度精査しないといけない。
- 大牟田 (幸): ここでみんなに知って欲しいのは、ウミガメ連絡会が今、800 円と言っているが、いろんな経費がかかっての話。電池とか無線とかいろいろかかった中で、環境省が実際にシュミレーションしてみたら、実際は2000円近くかかる。それもわかっての話でないと。団体の話はそれで良いと思う。
- **西川**: 去年の参加実績で言うと、団体を 200 円上げて一般の方を 700 円のままにした 場合は 30 万円、個人の方を 100 円だけ上げた場合は 41 万円。団体も 100 円上 げた場合は 15 万円なので、合わせて 55 万円ぐらい上がる。
- 大年田(一): エコツーの時には、団体も含めて80名という話だったと思う。ただ、もうそれはないので、無限ですよね。100人でも200人でも。実は、私が聞いた話によると、永田に泊まってカメを見に来たのに断られたというのが結構ある。私は昔よく言っていたが、永田ルールを作って、永田に泊まらない人はカメを見せないと。それは、地域の活性化になるのではないかと。6月時期の人が来ない時に他からいっぱい来て、永田の民宿とか宿屋とかはカメの多い時にがら空き。それであれば、6月は永田以外の(宿に泊まっている)人には見せないで、永田に泊まった人だけとすると、永田の村の活性化を考えると良い。6月の(ウミガメが)来る時によそからいっぱい人が来て、永田には泊まらない。少しおかしいのではないか。ちょっと法律違反の所もあるけど。折角であれば、そういうルールを作って、永田に泊まった人だけしか見せないとすれば良い。そうすれば村も潤う。うみがめ館で土産物を買う人も多くなる。

野村: 理事会でも意見を出した。今の状況でどうなのか、永田の人達も来ているのか。 そういうデータもないという感じだった。データをとって、人数に決まりがあっても、80人くらいになったら、永田を優先的に入れるとか。そういう風な方向に変えていく。

**日高(琴)**: この問題はここで決めるべきか、永田の区会で決めるべきか。いろんな問題があると思う。

**大牟田(一)**:結構、永田に泊まっていて見られないというのがある。そうであれば、何のために永田に泊まったのかと。実はオーストラリアは2時までしている。みんな静かに行儀良く待っている。

西川:議題3でやりませんか。

柴:全部700円で良いのではないか。

西川:全部700円だと30万円(の増額)ですね。団体数が変わらなかったとして。

計**屋**: (個人で) 80 名がくれば、団体数は減らさざるを得ない。ルールの中で 80 名という人数にしているから。団体は別ですけど、団体がどこまで入ってこられるかわからない。自分達(連絡協議会)で考えた中では、個人を上げて、団体も100 円上げる。個人をあげたのを柱にして団体も上げる方が良いと思う。団体だけをあげるとなると。団体はツアー会社が連れてくるので。

**柴**:(団体だけを上げると)何で都合が悪いのか。ツアーで来る人達からしっかりとも らうのは何で悪いのか。

計屋:最初はツアー客が少なかった。

**柴**:少ないとか、多いとかではなくて、ツアーで来る人はどうして安くしないといけないのか。(個人と団体に)差があることに合理性はあるのか。

計屋:個人のお客さんを柱にして、価格を決めたい。

**柴**:個人のお客さんを区別する必要はないのではないか。なぜ、区別するのか、そこに根拠はあるのか。

計屋: それは最初から決めてあった。

柴:いきさつがあるのはわかるが、検討しようと言うのだから。

大牟田(一):ちなみに、うみがめ館に団体割引はない。

大牟田(幸):一緒になりましたと説明すれば良いのではないか。

柴:一緒になりましたで良い。

加藤: (一旦団体を) 700 円に上げてみて、どうなるか見ていただく。それでもどうしても足りないというのであれば、根本的に協力金の額を考えていく。協力金ということでもらっているので、団体、個人とかではなく、一律 700 円にしましょうということで、筋を通した方が整理も良い。

計屋: (一律) 800 円にしましょう。700 円ではなくて。

羽生:団体を700円ということか。

野村:去年からすると35万円アップ。

木原:話が大きくなるかもしれないが、前回の会議でも言った定員の80名の話。実態問題、団体を入れれば、80名を超える場合もある。もう立入り制限もできないので、事前の予約が必要とすれば、団体一般の区別もなくなり、良いのではないか。

大牟田 (一): ともかく、立入り制限がなくなりますから。

野村:立入り制限がないと言ってたくさん入れても、スタッフが連れて行けない。

木原: あくまでも事前予約をしてもらい、スタッフの状況で受け入れる、入れないの判断をする。そうすれば、80人定員であれば、80人のためにスタッフも集めないといけない。例えば、スタッフが5人しかいない時には、5人で対応できる人数しか受け入れないとか、そういった方法もできると思う。大きい方もできるし、小さい方もできる。事前に申し込みはしてもらい人数設定はなしにするという方法もあるのではないか。

加藤: それは結構大きい違い。今は削除せずに、1年やってみて、それで検討してみるという方が良いと思う。と言うのは、エコツーの議論がゼロに戻っているとは言え、今後どうなるかわからない状態にしても定員の数は今まで議論をしてきた証でもある。

木原:エコツーの通常定員は130人。

**松本**:元々は個人と団体(合わせ130人)。

木原:個人と団体が入っているので130人としているので、僕としては130人までの 範囲内であれば、エコツー法に移行しても、大丈夫じゃないかなと。

松本:でも、それは今も同じ。

木原:実際、同じ。現に80人を超える日も結構あるわけだから。さっき言ったみたい に、多い対応もできるし、少ない対応もできる。こちらの都合で対応できると いう面がある。

#### 木原:

栗生などに流れるとマンパワーが足りないので、困るところがある。やはり、永田の人達、スタッフがしっかりいて、観察ルールの説明もしていただく。僕たちの、自由なルールの徹底なので、控えていただきたいことをしっかりとお伝えして、注意をするところは注意をするということが一番大事だと思う。できればたくさん人がいるところで、観察していただいた方が良い。踏圧の関係は当然あるかもしれないが、昼間それだけ多ければ。

計屋:80名という数字はどういうことかと言うと、つまり今までやってきた数字。駐車場の関係とか。エコツーで決まったからではなくて、ただ 100 名にできるとか、夜の浜を歩かせるのに、調査をしている人もいる、80 名前後の人達の方が安全。そうした時に、やはり 800 円の方が安心だろうという数字だった。団体も差別することがないというのであれば、団体も800円。

加藤:800円?

西川:団体を受ける場合のメリットとしては、例えば30人の参加者がいた場合に、一人ずつが30人ばらばらに申し込んで来た場合と、30人一括で窓口が一つとなった場合に、連絡を受ける時に1回で済むか、30回で済むかということがあるので、団体の割引は、ある程度見てあげないと。個人個人で申し込んでこられると大変になるのではないかと思う。

柴:その大変さは受け入れないといけない。

**西川**: 200 円という差は大きいから 100 円だけにするとか。個人 800 円、団体 700 円と か。

日高(俊):協力金はそういうものではないと思う。

**加藤**: 私もそう思う。個人とか団体とかではなくて、団体で何名ってわかれば、何名 分ということで、取ってしまえば良いのではないか。ツアーなのだから。

西川: 例えば、雲水峡とか、ああいうところも団体料金を設けている。

加藤: それはそっちで議論してもらえば良い。そっちが良いからこっちで良いと言う ことではない。悪い方に合わせる必要はないと思う。何名ということがわかれ ば、何名×700円で良いような気がする。そんなに大変ではないのではないか。

**柴**: それは作業する人達が判断すること。それと、人数制限と関係すると思うが、今のウミガメを観察するやり方はあまり良くないと思う。

野村:団体の中には中学生の修学旅行も入っている。

**羽生**:これには中学生以下は無料と書いているが、団体なので、一応300円もらっている。西川さんが計算された金額より、実際の団体の金額は減る。

**松本**: これまで出た意見を総合すると、団体も含めて 700 円ということで、来年度進めるということで良いか。

**羽生**: 今、一般の団体は 500 円をもらっている。修学旅行の中学生、高校生は値段を 下げてもらっている。

**柴**:子ども達にというのはわかるが、個人で旅行に来るならばそうかもしれないが、 ツアーというのは、当然、ツアーをしている人達は稼いでいる。その人達から見 ると、ウミガメを見ることは一つの商品になっている。個人で来る人は別。ツア ーで来るというのは、みんなお金を取られて来ている。だから、ここだけ特別な 気を遣う必要があるのかなと、僕はそういう気がする。

**羽生**:修学旅行生は学習の一環として来ているので、中学生とか高校生を上げることはどうかと思う。一般の団体については構わない。修学旅行生は、学習の一環として来て、後で、手紙をもらったりしている。毎年、来ている。そういう人達を一般の団体と同じ金額で扱うのはどうかと思う。

**大牟田(幸)**: 保険もかけているが、我々は(昼間も)仕事をしながらやっていて、要するに危険防止という面がすごく大きい。整った施設ではないから、階

段で大きな事故を起こす危険性もある。だから、本来、損害賠償になった時に町が保証するという形があれば良い。環境省、県、町は簡単に話しているが、損害賠償なら、何億の単位。保険はかけているが、知れている。その辺があるので800円にしてくれというだけであって、自分達にどんどんお金が入ってきているわけではない。話が少しずれている。やっている現場では、業務上過失が一番怖い。その人やられますから。あと、区長もきます。その辺をわかって欲しい。町とか県とか環境省に。

**松本**: (今後は)会議の場で情報提供していただきたい。いろんな意見も出てくるので。 現在は、(保全協議会のメンバーで) 現状を共有できていないところがあるので、 今後は共有して対応していく。今回は、協力金の区別(団体、個人)をなくして、 一律700円ということで良いか。

**傍聴者**: p. 7 には中学生以下無料と書いてあるが、先程、中学生でも団体からはお金を もらっているという話だったが。

**羽生**: 修学旅行生が30名とか40名とか来る。それにはスタッフが一人つく。浜に下りて説明もして、帰るところまでついている。

**傍聴者**: 中学生は、表記と違う内容ということで良いか。修学旅行生だけの話なのか。 ここに中学生以下無料と書いているので、つじつまが合わない。

松本:「団体を除く」とかそういった記載を加えた方が良いということか。

傍聴者: どういった表記が良いかはわからない。表記はお任せする。

西川:正直、観察会自体、お金をもらったり、動かしたり、運営をしていないこの保全協議会が金額について、意見を言うのは、少し違うのかなと感じる。僕らが反対するような、提案はできるけど、こうしなさいよという、我々サイドとして言える問題なのかなと思うところがある。例えば、永田の方達で協議してもらい、それを反映してもらうということではだめなのか。行政サイド、環境省も一旦入ってもらい、協議した内容に関して、よほどのことがないだろうから、その決定に従います的なところかなと思う。

野村: 永田が考えて、こういう所で報告するという感じか。

大牟田(一):終わった後、しっかりと会計報告をする。

大牟田(幸): それはしっかりと区に渡している。

**大牟田(一):いや、この会の中で。** 

羽生: 永田区の中で(報告している)。

**大牟田(一)**: 永田区もそうだが、一応、保全協議会の中で、そのようになっているわけだから。やはりここでもするべきだと思う。

野村: 当然出して良い。何の問題もない。

**大牟田(一)**: そのお金は、さっき言ったように、いくら上げようとして1万とろうと 千円とうろうと2千円とうろうと、一つのガイドだから良いと思う。あ と、定員がここに80名と書いてあるが、団体は別と書かなくて良いか。

松本:確かに。ルールの記載に合わせないといけない。

**大牟田(一)**: それとも、団体もその中に含めるのか。それと、後から急に来る人がいるが、そういう人は断るのか。飛び込みとか。

**羽生**: 予約なしの場合には、いっぱいの時にはお断りしている。80名となっているが、これが75名の時に、あと15名お願いしたいと来た場合、5名だけ入れて、後10名入れないわけにはいかない。そういう人達は一応入れている。そしたら、80名を少しオーバーすることになる。

野村:去年もオーバーの時、団体も入れて130名くらいの日もあった。

加藤:西川さんから提案のあった協力金の金額について、関係行政機関から言うこと ではないということは確かにその通りだと思うが、永田浜ウミガメ保全協議会 として皆さんで集まって、ルールの中身もこのように議論し、ルールガイドも 事務局で作っているので、700円と提示している額について、私達にも説明して いく責任はあると思っている。なぜその額が必要なのか、大牟田(一)さんが おっしゃったように、700円でもかつかつでやっている、もっと額が高くないと スタッフが集められないと言うのであれば、集められる額、運営できる額を取 れば良いと思う。ただ、その根拠を明確にしておかないと、私達も永田区の方々 がこういう理由でこれだけの額を払っているのでご協力ください、ということ を力強く説明することができない。だからそこの部分に関しては、具体的にい くらお金が必要でどれくらいかかっているのか、どれくらい足りないのかとい うことを出していただかなければ実情がわからない。必要な額を協力金として いただくということは、何も問題がないと思う。だから具体的にお金がいくら 必要なのかという実情をもう少し共有していただければ良いと思う。こちらも 自信を持って永田区の活動をアピールできる。今だと具体的にどうして必要な のか、何がどう足りないのか、800円で良いのか。損害賠償の件とか、保険が 100 円増したことによって、高い保険に入れるのかどうかとかわからないので、 判断ができない。そこは細かいことだが、そういった資料を作っていただけれ ば、こちらとしてもこの額について、しっかりと説明ができる。

大牟田 (幸): これは個人で決めているわけではない。永田区で決めていること。永田 区が責任を持って、来年報告する。それによって、団体を上げれば良い のではないかという問題も出ると思う。金額については、議長に預ける ということで良いのではないか。

加藤: 今年はどのようにするのか。

**大牟田(幸)**:個人800円で算出している。

**加藤**:来年度末に会計を出してもらって、どうだったのかということを共有して頂きたい。

**松本**:最終的には、大人は団体を含めて800円にして、中学生以下の記載についても、 修正をするということで良いか。

**松本**: 今年の観察会でどのようにお金が使われたのかといった報告をしていただくということで良いか。

一同:了解。

- 2) 平成24年度の永田浜ウミガメ保全協議会構成機関の活動について 及び
- 3) 今後の課題について

事務局から、資料2を用いて事務局が把握している平成24年度の永田浜ウミガメ保全協議会構成機関・団体が行う活動について、資料3を用いて第1回会議における議論を踏まえて修正した永田浜ウミガメ保全協議会の今後の課題について説明。

**松本**:時間が超過しているので、ご意見等あれば、会議終了後でも結構なので、改めて事務局にご連絡をお願いします。

## 4) その他

大牟田(一): うみがめ館から提言をさせていただく。親ウミガメは、非常に増えてき ている。実際、調査の中で、子ガメが非常に海に帰っていないという結 果が出ている。(ウミガメが)将来かなり減るのではないかということ が予想される。現在、保護柵をしているが、実は保護柵外に、7割ほど (卵が) ある計算になる。また、今年は43%くらい、一番少ない時で30% 台しか子ガメが海に帰っていないという調査結果が出ている。去年、台 風で推定15万個前後くらい(の卵が)永田地区で流された計算になる。 我々が去年、約5万個移植している。おそらく移植していなかったら、 20万個くらい流されているのではないかと。と言うことで、この保全協 議会というのは、さっきからみなさんの言葉にも出ているが、ウミガメ の保護というのがあると思うが、今、子ガメがこのように少なく帰って いるということは、保護できていないのではないかという懸念がある。 まず、私は毎回会議で言っているが、皆さん体力があれば、明日休みと か、役場も環境省も含めて、一つでも二つでも、できる限り移植して欲 しいというのが第一の要望。我々は移植をする暇がないが、やはりそこ に卵があるとボランティアで移植をしてしまう。それから、子ガメの保 護柵。去年あたりから、トイレの下から送陽邸側において、我々が移植

する場所のふ化率が7%程落ちてきた。反対に、北の方に行くとふ化率 が良い。と言うことは、みんなあそこから子ガメを探すために歩いてい る。それと柵内は卵から出て行く確率が非常に高い。と言うことで、ト イレの下辺りとハッピーから 40m くらい、2m くらい、(保護柵を) 設置 できないか。実は保全協議会でできない場合は、うみがめ館でできない かと(鹿児島県)屋久島事務所の人に聞いたら、うみがめ館でもできる という話であった。できる限り保全協議会の中でしたいと思っている。 うちが単独ですると良くないと皆さん思うと思うので。ただ、ひょっと すると単独でせざるを得ないかもしれない。これが2つ目(の要望)。 3つ目、エコツーでの法規制ができなくなって、永田だけこういう体制 でやっているということで喜ばしいことだが、やはり栗生地区とか他の 地区について、皆さんにも(情報が)入ってくると思う。これを機に、 来年度あたりから、屋久島全島に向けた組織作りが必要ではないかと思 っている。本当は来年度ではなく、本年度からやりたかったくらい。栗 生の方は、ふ化調査していないが、浜に触ってみると、非常にふ化率が 悪いという印象がある。そこも兼ねて、町も県も、環境省は管轄外とい うことで逃げているところがあるが、逃げないように一緒にやったらど うか。栗生の人達も、中間の人達も一緒になって。以上のことが、3つ ともおそらくできなかったら、うちの会でも幹事を含めて話をしたが、 我々ばかり苦労していると前と一緒なので、辞めようかという話も出て きている。是非、来年、我々をこの場から辞めさせないように皆さんの 協力をお願いしたい。よろしくお願いします。それとは別だが、最後に、 将来のウミガメ類、親ガメも含めた資源としての利用について。現実、 ウミガメは一番少ない時の7倍増えている。私も後悔したなと思ってい る。もう30年ぐらい前から卵の移植をはじめて、それが帰ってきてい るのではないかと思っている。先程も言ったように、出てこない卵が非 常に多く、また、ウミガメも多い。先進地であるオーストラリアは、ア ボリジニには卵もカメも食べて良いように許可している。そしてコスタ リカは期間を決めて、現地の人に卵を与えて、それを売って、そこの人 達の生活にしている。そして、それ以外はしっかりと守っている。日本 は、屋久島も含めて、昔から卵というのは利用していた。そして、聞い たところによると昔の人達は、種卵ということで全ては取らず、(卵を) 資源としても考えていた。そこで、保護柵外に非常に卵が多いというこ とで、もしこれがお金になるとしたら、そこで働く人が出てくるので、 その無駄になる卵を利用する。おそらく、1個 500円にしたら、2000万 から多い時で4、5000万くらいになるのではないかと思っている。そう

すると皆さんがさっき言ったように、100 円上げるとか 200 円上げるとか、目じゃない。ここにうちの新しいスタッフがおりまして、家族は5人で永田の活性化につながっている。そういう人達をここで雇用できたら村の活性化になるし、学校も子ども達がいればずっと残っていく。資源の活用をしながら、保護と研究と調査とを含めてやったらどうかと、前回も話をしたが、今回も一緒で、みなさんに提言したい。例えば、永田区として要望書を出すのか、ここの中から要望書を出すのか、というのを思ってやっていかないと、皆さんも資金減だが、うみがめ館も資金減。来年まではもつが、再来年は、このままではつぶれそうなので、是非これを早くして、ウミガメを守るための資金にしたらどうかという提言を致しますので、よろしくお願いします。賛同している方拍手をお願いします。

一部:拍手。

大牟田(幸): 一つだけ言わせてください。調査方法で一つだけ。私がこの 40 年間、

おたくと一緒でウミガメに関心を持ってやってきて、一つだけお願いが ある。大牟田(一)さんはしっかりと指示していると思うが、私がいつ も悲しく思うことがある。皆さんが知っているかもしれないが、ウミガ メのタグをつける時、たぶん大牟田(一)さんはしっかりと指示してい ると思うが、1日しかいないボランティア、あるいは2日しかやってい ない方がやっていると思う。一番悲しいのは、昔は前(足)にタグをつ けていた。ところが後ろ足は舵だからほとんど動かず、タグが外れない ということで、ここ2~3年前は後ろ足にタグをつけ始めた。そうする と、一番悲しいのは、失敗しないと良いが、(失敗すると) ちょうどウミ ガメが卵を半分産んだ段階で、のたうち回る。私は画像も撮っている。 私が一番悲しく思うのはそこ。そこまでして調査をしないといけないの か。これは県の人も知らないかもしれない。それだけは止めて欲しい。 これは、もう今日この場でしか言わないが、大牟田(一)さんはたぶん しっかりと指示していると思う。うみがめ館も教育はしていると思うが、 特にウミガメの数が多くなった時。上陸して、半分しか産んでいないで 帰って行く。あの姿を見た時、人間の赤ちゃんが半分生まれて、足を叩 いたり、つまんだりするのと一緒。僕はほんとウミガメオタクだから、 かわいそう。これだけは、ほんとに、今年の調査からはそういうことは しないで、しっかりとウミガメが産んでから(タグ取り付けを)して欲 しい。お願いします。

**大牟田(一)**: それは去年のことか。

大牟田(幸): 去年。

**大牟田**(一): 去年、その話を聞いて、ボランティアに何で(タグを) 打ったのかと聞いたら、大牟田(幸) さんが打って良いと言ったから打ったという話だった。

大牟田(幸): そんなことは言っていない。

**大牟田(一)**:(ボランティアを)怒った。そしたら、(大牟田(幸)にタグを)打ったらどうって言われたから打ったと言った。びっくりして。(私は)絶対打つなと言っている。

大牟田 (幸): 何度かある。僕だけではない。みんな (観察会の) スタッフはほとんど 現場を見ている。もちろん観光客も見ている。だから、それは良い悪い ではなくて、そういうことはしないで欲しいということ。

大牟田(一):指示はしている。ただ、去年のその場合は、そちらから言われて。

大牟田(幸): 僕はしっかりと画像を撮っている。良い悪いではなくて。みんなが判断 すること。とにかく止めて欲しい。大牟田(一) さんはしっかりと指示 していると思う。

大牟田(一): だから去年のことについては、指示している。

大牟田(幸):大牟田(一)は絶対指示していると思っている。

**柴**: 僕らはお客さんから結果を聞く立場だが、評価は、感動したという人とあんなことをしているのかという人と半々。だから、やり方はよく考えないといけない。

柴:環境省の方がいらっしゃるから問題提起だが、大牟田(一)さんが言ったように 柵を設けないといけないとか、保護の目的を達成するためにしっかりとやるとし たら、それなりにお金かかる。それを協議会で持つかどうかということ。僕は環 境省が行政として全ての責任がある立場にあるとは思わないが、要するに自然遺 産に登録した。そしたら、山がだんだん荒れるから入山規制をしましょうと。入 山規制をすることは当たり前なのに、それを提案する側も、その本当の目的をき っちり説明しきれない。それを受けた議会も、なんか規制するとお客さんが減っ て困るのではないかと、そのレベルで終わってしまっている。それはなぜかと言 うと、遺産に登録した環境省が、日本の国が、屋久島をどういう風に考えている のかということがはっきりしないからだと思う。だから、このカメも、なんか珍 しい物として、日本で一番上がる浜と言うだけではなくて、屋久島というのはど ういう島なのか、カメが上がる、縄文杉みたいな、ああいう豊かな森がある、そ の森とかカメというのは、要するに人間にとってどういう価値を持っているのか。 例えば、屋久島に来ると癒やされるということがあるが、癒やされるということ の本質は何かというと、僕は命の循環というものを感じる島だからだと思ってい る。命がいつも循環しているという、そういうことが屋久島だと思う。だから、 そういう屋久島の本質から見たとき、さっき言ったように、カメの卵をいただか ないというのは、どうもおかしいと思う。だから、そういう意味では環境省もも

う少し屋久島のカメ、あるいは、屋久島という一つの環境というものが、日本の国とってではなくて、国民にとって、あるいは、とりわけ屋久島の人達にとって、こういう価値があるのだということをもう少しはっきりと位置づけて、たかだか何十万かかるかわからないが、分かりやすく言うと、卵を保護するための柵ぐらいは、環境省が、一つの理想を求めるものとして、やってみましょうと言うぐらいのことにならないと、だめなのではないかと思っている。僕は屋久島というのはとても大きい島だと思っている。カメはカメ、森は森として話すのではなく、要するに全体として屋久島を、日本の国は積極的にどういう風に位置づけるか、どういう利用の仕方をして、これから何をしようとしているのかということを示していけば、入山規制の話もすぐ解決するのではないかと僕は思っている。だから、今日はとても積極的な保護と活用という両面からの意見が出たから、何かそれを理想的な形で、この屋久島、特に永田で実現できていくような方向で進んで欲しいなと思っている。

- 日高(琴): 今、柴さんから命の循環というすばらしい言葉を聞いて、ほんとにありが たいことだと思っている。既に時間も超過しているので、これまでの議論 をその他に変えようと思うが、皆さん他に意見はあるか。
- **松本**:最後に。今日ルールガイドにいただいた意見を反映させて、これ以降はご確認 いただく機会がないので、最終的には、納品されたものを皆さんにお渡しする ことになる。